

トップのための経営財務情報

第 498 号 この資料は全部お読みいただいて 130 秒です。

今回のテーマ： 富裕層課税強化と共通番号（マイナンバー）導入

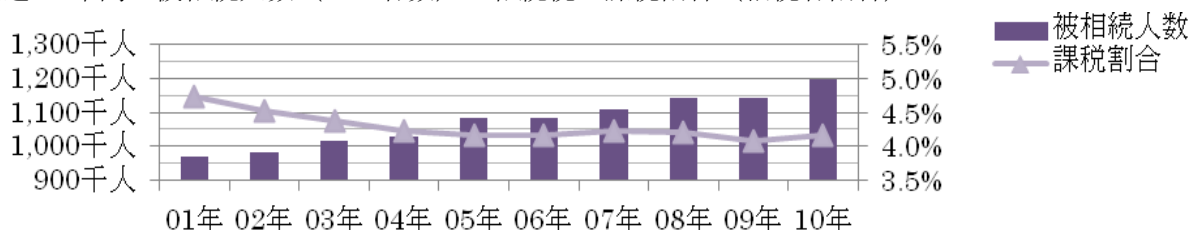
米上院では、オバマ大統領の富裕層の所得税率を 30%に引き上げる課税強化法案（バフェットルール）が共和党の反対で否決されました。（2012 年 4 月 17 日：ロイター）

一方、日本でも、衆議院本会議で消費税関連法案の審議が本格化しています。この法案には、消費税増税論だけでなく、所得税・相続税の最高税率の引き上げ（所得税：40%→45%、相続税：50%→55%）、富裕層への課税強化策も含まれています。2011 年度の歳入に占める所得税の割合は 14.6%。一方、相続税は 1.5%に過ぎません。昨年度の税制改正では、法人税率が引き下げられており、日本の税制は「法人減税・個人増税」へ向かっています。

相続税の申告状況

4 月下旬に、国税庁より相続税の申告状況が公表されました。2010 年に亡くなった人のうち、遺産に相続税が課されたのは 49,733 人。高齢化の影響もあり全体に占める課税割合（納税者割合）は前年比 0.1%増の 4.2%（東京局管内では同 0.4%増の 7.0%）となり 3 年ぶりに増加しました。一方、資産デフレの影響で 1 件あたりの課税対象となった財産（課税価格）・相続税額はともに微減しています。課税価格のうち、不動産は値下がり傾向で 4 年連続のマイナス。一方、金融資産、なかでも現預金の占める割合は、ここ 10 年間一貫して増加しています。（2001 年：15.6%→2010 年：23.2%）

最近 10 年間の被相続人数（死亡者数）と相続税の課税割合（納税者割合）



共通番号制度（マイナンバー）の影響

今国会で審議中のもうひとつの注目が、税金と社会保障の個人情報をもつにまとめる「共通番号制度（マイナンバー）法案」。国民が税務当局に提出する申告書・法定調書等に個人番号の記載も求めており、税分野では「当局の内部事務等」に利用することが本来の目的です。しかし、株式の譲渡所得や配当等を名寄せすることで個人に関する税の捕捉が容易になり、資産の把握が本音の目的ではとされています。現在、銀行預金の把握は未定ですが、民主党がまとめた「歳入庁設置について（中間報告）」（4 月 17 日公表）によれば、共通番号は、2015 年 1 月から順次利用が開始予定と記載されています。本年度の税制改正である「5 千万円を超える国外財産調書」や、「100 万円以上の国外送金等調書」を併せれば、当局による個人の国内外の所得・資産のフロー・ストックの把握が更に容易になります。

お見逃しなく！

資産税強化との対外財産の増加

相続税は、富の再分配機能は有しているもののフローの税引後財産に対する二重課税との批判の声は以前から大きいです。APAC 地域でみれば、シンガポールは 2008 年に相続税を廃止していますし、中国・香港・オーストラリア・カナダでは相続税は課されません。財務省が 5 月 22 日に発表した 2011 年末の日本の政府・企業・個人が海外に所有する対外純資産残高は前年比 0.6%増の 253 兆円。このうち個人分の詳細は公表されていませんが、円高や国債の信用不安、さらには課税強化による、海外投資（資産移動）が増えているようです。